

広島県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十七年八月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年八月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大和久井線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市大和町下徳良字市場三〇一番一地从先から三原市大和町下徳良字市場二〇八番地先まで	二八・〇〇〇	二八・〇〇〇	二二・六〇〇	四三・〇〇	幅員減少 不用物件延長 二二・〇〇メートル